

## 令和三年国土交通省令第七十五号

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令特定複合観光施設区域整備法(平成三十一年法律第八十号)第二十三条第一項、第二十五条第二項並びに第二十八条第一項から第五項まで、同条第六項及び第七項(これららの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。)、第八項、第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項並びに第十三項から第十八項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令を次のように定める。

## (監査人事業監査報告の作成)

**第一条 特定複合観光施設区域整備法**(以下「法」という。)第二十三条第一項の規定による監査については、この条に定めるところによる。

2 監査人は、その職務を適切に遂行するため、

次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、認定設置運営事業者等

(カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者を除く。以下同じ。)及びその役員は、監査人の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。一 当該認定設置運営事業者等の従業者(監査人を除く。)

二 その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそ

れのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該認定設置運営事業者等の他の監査人、親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第十九号)第三条第三項において「財務諸表等規則」という。)第八条第三項の規定により、認定設置運営事業者等の親会社とされる者をいふ。)の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならぬ。

会社とされる者をい。第十九条第二項において同じ。)の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならぬ。

## (事業年度)

第四条 認定設置運営事業者等の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

ただし、法第九条第一項の認定の日の属する

5 法第二十二条第一項の規定による監査報告書(次項及び第十条第二号において「監査人事業監査報告」という。)の作成及びその内容の通知は、事業年度ごとに、行わなければならぬ。

6 監査人事業監査報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 監査人の監査(財務報告書又は四半期報告書に係るもの)を除く。第三号において同じ。)

二 当該認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実。

三 監査人の監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由。

四 請求の報告事項

二 法第二十五条第一項の規定による請求(次号及び第五号において単に「請求」という。)を行つた日

四 請求の要旨

五 請求の内容

(会計の原則)

三 法第二十八条第一項の規定による会計の整理については、この条から第五条までに定めることによるものとし、これらの規定に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

四 法第二十五条第一項に規定する企業会計審議会(以下単に「企業会計審議会」という。)により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(財務報告書の記載事項等)

二 法第二十八条第四項第三号の国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況とする。

三 法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

(財務報告書の提出期限の承認の手続等)

二 法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

(財務報告書の提出に際して当該承認を受けようとする期間)

二 財務報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

事業年度は、当該認定の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 認定設置運営事業者等の勘定科目の分類は、別表第一によらなければならない。

2 法第二十八条第一項の財務諸表で国土交通省令で定めるものは、個別財務諸表、連結財務諸表、四半期個別財務諸表及び四半期連結財務諸表とする。

前項の個別財務諸表は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書

四 キヤツシユ・フロー計算書

五 附屬明細表として次に掲げるもの

一 監査人の氏名

二 認定設置運営事業者等の名称

三 法第二十五条第一項の規定による請求(次号及び第五号において単に「請求」という。)を行つた日

四 請求の要旨

五 請求の内容

(会計の原則)

二 連結損益計算書

三 連結包括利益計算書

四 連結株主資本等変動計算書又は連結社員資本等変動計算書

五 連結キヤツシユ・フロー計算書

六 連結附屬明細表として次に掲げるもの

一 連結貸借対照表

二 連結損益計算書

三 連結包括利益計算書

四 連結株主資本等変動計算書又は連結社員資本等変動計算書

五 連結キヤツシユ・フロー計算書

六 連結附屬明細表として次に掲げるもの

一 連結貸借対照表

二 四半期貸借対照表

三 四半期損益計算書

四 四半期キヤツシユ・フロー計算書

五 四半期附屬明細表たる業務別営業収支明細表

六 第二項の四半期連結財務諸表は、次に掲げるものとする。

一 四半期連結貸借対照表

二 第二項の四半期連結財務諸表は、次に掲げるものとする。

三 四半期連結損益計算書

(四半期連結包括利益計算書)

四 第三項から前項までに規定する財務諸表の様式は、別記第一号様式から別記第三十号様式までによらなければならない。

(認定設置運営事業者の区分経理の方法)

第五条 認定設置運営事業者(カジノ事業者を除く。以下同じ。)は、当該認定設置運営事業者が行う業務に係る資産並びに費用及び収益について、別表第二に定める方法により整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定設置運営事業者は、その行う業務に係る資産及び費用について、当該認定設置運営事業者の実情に応じた方針により整理することが適当である場合であつて、当該方法を、あらかじめ別記第三十一号様式により、国土交通大臣に届け出たときは、当該方法によることができる。

(認定施設供用事業者の区分経理の方法)

第六条 法第二十八条第二項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとする認定設置運営事業者(カジノ事業者を除く。以下この条において同じ。)は、当該認定設置運営事業者が行う業務に係る資産並びに費用及び収益について、別表第二に定める方法により整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定設置運営事業者は、その行う業務に係る資産及び費用について、当該認定設置運営事業者の実情に応じた方針により整理することが適当である場合であつて、当該方法を、あらかじめ別記第三十一号様式により、国土交通大臣に届け出たときは、当該方法によることができる。

(認定施設供用事業者の区分経理の方法)

第七条 前条の規定は、認定施設供用事業者(カジノ施設供用事業者を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十一条第二項」とあるのは、「第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

(財務報告書の記載事項等)

2 法第二十八条第四項第三号の国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況とする。

3 法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

(財務報告書の提出期限の承認の手続等)

2 法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

(財務報告書の提出に際して当該承認を受けようとする期間)

2 財務報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法



一 訂正の対象となる財務報告に係る内部統制 報告書の提出日	二 訂正の理由	三 訂正の箇所及び訂正の内容
前項第一号の訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に開示すべき重要な不備（財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備）をいう。以下この項において同じ。」があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、前項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について記載するものとする。	一 当該開示すべき重要な不備の内容 二 当該開示すべき重要な不備を是正するため に実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況	三 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯 四 当該訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由

（四半期報告書の記載事項等）	3 國土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書の提出期限（以下この項及び第三十七条第二号において「四半期報告書提出期限」という。）までに提出できないと認めるときは、当該申請があつた日後最初に到来する四半期報告書提出期限から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する四半期報告書提出期限までに提出することとされている四半期報告書について、承認をするものとする。	2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
第二十一条 法第二十八条第十一項の国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況とする。	4 前項の承認に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、国土交通大臣は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。（監査人四半期監査報告の通知期限）	（電子情報処理組織の使用による情報の提供）

2 法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書は、別記第三十五号様式により作成しなければならない。	（電子情報処理組織の使用による情報の提供）	第二十七条 法第二十八条第十四項の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。
3 前項の四半期報告書には、第二十五条において読み替えて準用する第十三条に規定する監査人四半期監査報告及び公認会計士等四半期レビュー報告書（第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書をいう。第二十四条において同じ。）を添付しなければならない。	（監査人四半期監査報告の通知期限）	（監査人四半期監査報告の通知期限）

2 法第二十八条第十一項の当該各期間経過後四十五日以内の国土交通省令で定める期間は、四十五日とする。（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）	第二十五条 監査人は、公認会計士等四半期レビュー報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び公認会計士等に次条において読み替えて準用する第十三条に規定する監査人四半期監査報告及び公認会計士等四半期レビュー報告書（第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書をいう。第二十四条において同じ。）を添付しなければならない。（四半期報告書を提出しなければならない各期間から除かれる期間等）	第二十六条 法第二十八条第十三項の規定による公認会計士等監査報告書提出期限による公認会計士等監査報告書提出期間及び前号に規定する理由を証する書面を添付しなければならぬ。
第二十二条 法第二十八条第十一項のその事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間から除く国土交通省令で定める期間は、当該各期間のうち最後の期間とする。	（四半期報告書に係る準用）	（公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係）

第二十三条 認定設置運営事業者等が法第二十八条第十項の国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三	第二十七条 法第二十四条第一項の規定による公認会計士法第二十四条の二（同法第十六号）第二十四条第一項又は第三項（これらの規定により同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する関係を有する場合	第二十八条 法第二十四条第一項に規定する公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十号）第二十四条第一項又は第三項（これらの規定により同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する関係を有する場合
---	--	---

第二十四条 第二十九条第一項において準用する法第二十八条第十二項の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定	第二十九条 法第二十四条第一項の規定による公認会計士法第二十四条の二（同法第十六号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定	第二十九条 法第二十四条第一項の規定による公認会計士法第二十四条の二（同法第十六号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定
---	--	--

第二十五条 第二十九条第一項において準用する法第二十八条第十二項の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定	第三十条 法第二十四条第一項の規定による公認会計士法第二十四条の二（同法第十六号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定	第三十条 法第二十四条第一項の規定による公認会計士法第二十四条の二（同法第十六号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定
---	---	---

第二十六条 第二十九条第一項において準用する法第二十八条第十二項の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定	第三十一条 法第二十四条第一項の規定による公認会計士法第二十四条の二（同法第十六号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定	第三十一条 法第二十四条第一項の規定による公認会計士法第二十四条の二（同法第十六号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定
---	--	--

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社（連結財務諸表の用語）様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）又は関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

七 法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係る国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 公認会計士法第三十四条の十一第一項に規定する関係を有する場合

二 公認会計士法第三十四条の十一の二第一項に規定する関係を有する場合

三 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員又はその配偶者が、公認会計士法第三十四条の十一第三項に規定する関係を有する場合

四 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者は又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二项第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項

第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がいる場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

（公認会計士等の監査証明の基準及び手続）

第二十九条 法第二十八条第十六項の国土交通省令で定める基準及び手続は、次条から第三十五条までに定めるものとする。

（財務報告書等の監査証明の手続）

第三十条 法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

二 前項に規定する公認会計士等監査報告書又は公認会計士等四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従つて実施された財務報告書の監査又は四半期レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

三 企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

（監査基準）

二 監査に関する品質管理基準

三 期中レビュー基準

（公認会計士等監査報告書の提出期限）

第三十一条 公認会計士等は、次に掲げる日までに、認定設置運営事業者等及び

第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合は、（公認会計士等四半期レビュー報告書の提出期限）

一 財務報告書を受領した日から四週間を経過した日

二 認定設置運営事業者等、監査人及び公認会計士等の間で合意により定めた日があるときは、その日

（公認会計士等四半期レビュー報告書の提出期限）

二 認定設置運営事業者等、監査人及び公認会計士等の間で合意により定めた日があるときは、その日

（監査調書の作成及び備置）

第三十二条 公認会計士等は、四半期報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び監査人に公認会計士等四半期レビュー報告書を提出しなければならない。

（公認会計士等の職務の遂行に関する事項）

第三十三条 公認会計士等は、監査人に対する第十三条の規定による公認会計士等監査報告書の提出及び前条の規定による公認会計士等四半期レビュー報告書の提出に際し、当該公認会計士等についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合には、当該事項を定めていい旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監査人が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 公認会計士等の職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制に関するその他の事項

（財務報告に係る内部統制報告書の監査証明の手続）

第三十四条 法第二十八条第十五項後段の規定による内部統制監査報告書の監査証明

一 内部統制監査報告書は、この条に定めるところによるものほか、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制監査報告書（次項及び第四項において単に「内部統制監査報告書」といいう。）により行うものとする。

二 内部統制監査報告書は、この条に定めるところによるものほか、一般に公正妥当と認められたる財務報告に係る内部統制監査報告書（次項及び第四項において単に「内部統制監査報告書」といいう。）により行うものとする。

（監査の手続）

二 四半期報告書提出期限の前日

（意見の申出の手続）

第三十五条 公認会計士等は、財務報告書の監査、四半期レビュー又は内部統制報告書の監査（以下この条において「監査等」という。）の終了後遅滞なく、当該監査等に係る記録又は資料を当該監査等に係る監査調書として整理し、これをその事務所に備えておかなければならぬ。

（法令違反等事実の通知）

第三十六条 法第二十八条第十七項の規定による通知は、法令違反等事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を講ずべき旨を記載した書面により、当該認定設置運営事業者等の監査人その他これに準ずる者（同項に規定する適切な措置を講ずることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対してもしなければならない。

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）

第三十七条 法第二十八条第十八項の国土交通省令で定める期間は、同条第十七項の規定による通知を行つた日（以下この条及び次条第三号において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

一 法第二十八条第四項に規定する財務報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）

二 四半期報告書提出期限の前日

（意見の申出の手續）

第三十八条 法第二十八条第十九項の規定による申出をしようとする公認会計士等は、次に掲げる事項を記載した書面を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 公認会計士等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 認定設置運営事業者等の名称

三 通知日



评价 - 教师总评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 学生评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 家长评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 其他	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师总评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 学生评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 家长评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 其他	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师总评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 学生评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 家长评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 其他	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师总评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 学生评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 家长评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 其他	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师总评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 教师评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 学生评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 家长评价	令人满意 - 非常令人满意
评价 - 其他	令人满意 - 非常令人满意

備考  
連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののはか、連結財務諸表の算式、様式及び作成方針に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2編第2章から第3章の2項の規定に依りて設置する。

別表第二 認定設置運営事業者等の区分経理の方法（第六条第一項）（第七条において準用する場合を含む。）関係

別冊第2回 計算式を用いた資本構成の最適化(方針) (第2章) 第一回(概要)において述べた各場合をもと、問題

1. 資本構成の最適化(方針)は、従来の資本構成よりも優れると見なす。従来の二回第一回に比べてこの方針は、従来の構成よりも経営が安定的で、リスクも小さく設定できるから、それでこれが最も適切であると言える。
2. 資本構成の最適化(方針)は、従来の構成よりも資金を生み出せるから、従来の二回第一回に比べてこの方針は、従来の構成よりも経営が安定的で、リスクも小さく設定できるから、それでこれが最も適切であると言える。

・ 有価証券発行 組織の規模拡大に対する資金供給比率

・ 債券発行 組織の規模拡大に対する資金供給比率

・ 会員登録

- 人会員 動員可能性
- パートナーメンバー 実質的負担能力
- 会員登録料 支出額
- 会員登録料 利用頻度
- 会員登録料 取扱い手数料
- 会員登録料 顧客の年齢層
- 会員登録料 実質的負担能力
- その他 動員可能性
- その他 実質的負担能力

別記第一号様式（第五条第七項関係）

別記第二号様式（第五条第七項関係）

別記第三号様式（第五条第七項関係）

①(書類上の注意)  
1 税金の支拂い、この様式に記載する料目以外の料目を記入する必要があるときは、その性質を示す料目を設けて通常の料項に記載すること。  
2 独身者である場合においては、「被扶養者等扶養料金」とあるのは「扶養配偶者扶養料金」として、「被扶養者」ところの「扶養配偶者」ところの「扶養配偶者扶養料金」に区分して記載を要しない。  
3 独身者である場合においては、「被扶養者扶養料金」と「被扶養配偶者扶養料金」に区分して記載を要しない。

別記第四号様式（第五条第七項関係）

現金及び現金同等物の年末残高



別記第九号様式（第五条第七項関係）

別記第九号様式（第五条第七項関係）

【借入金等明細表】		区分	当期初残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期間
短期借入金						—
1年以内に返済予定の長期借入金						—
1年以内に返済予定のリース債務						—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）						
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）						
その他有利子負債						
合計					—	—

(記載上の注意)  
附記明細表たる借入金等明細表にあっては財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第13号に準じて、連続財務諸表たる借入金等明細表にあっては連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）様式第10号に準じて、それぞれ記載すること。

別記第十号様式（第五条第七項関係）

別記第十号様式（第五条第七項関係）

【貸出金等明細表】		区分	当期初残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的消用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）

(記載上の注意)  
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第14号に準じて記載すること。

別記第十一号様式（第五条第七項関係）

別記第十一号様式（第五条第七項関係）

【貸付金等明細表】		区分	当期初残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）

(記載上の注意)  
貸付金等明細表たる貸付金等明細表にあっては財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第15号に準じて、連結財務諸表たる貸付金等明細表にあっては連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）様式第11号に準じて、それぞれ記載すること。

別記第十二号様式（第五条第七項関係）

別記第十二号様式（第五条第七項関係）

別記第十二号様式（第五条第七項関係） 【営利別途計算用紙（規定設置通事業者用）】							
1. カジノ業務固定資産							
資産の種類	当期初残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は仕賈損益計額	当期減価償却額	前引当期初残高
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
在庫							
リース資産							
貸出物							
商標及び登録							
有形固定資産評定							
無形固定資産							
その他							
無形固定資産評定							
リース資産							
貸出物							
その他の							

2. カジノ行為区分内閣連携固定資産						
資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
航空機						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
のれん						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

3. 国際会議施設設備固定資産						
資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
航空機						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
のれん						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

4. 显示無形設備固定資産						
資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
航空機						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
のれん						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

5. 動力用機器設備固定資産						
資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
航空機						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
のれん						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

6. おもな設備資本的定期評定					(単位：百万円)	
種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減損額計	当期末償却額
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械装置						
船舶						
並河販売用						
器具備品						
工具						
一一九貸借						
建設資本化						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
商標権						
ソフトウエア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

前泊施設宿泊料金収益					(単位:百万円)		
資本的繰損	当期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期実績割合計額又は指定期間計額	当期推計額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
備品							
差戻金預金							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
無形固定資産							
その他の							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
工具・器具							
その他の							
無形固定資産計							

8. 安全・衛生在来者・施設業者担当部署					(単位:百万円)		
資産の種類	当期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
備品							
運河網							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
構築物賃借							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
データ基盤							
その他							
無形固定資産計							
折合済固定資産							
投資有価証券							
預り金							
その他の資産							
資産合計							

9. 設備投資実績(区分別)を示す書類別別資産						(単位: 百万円)	
資産の種類	当期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期未認識差額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械装置及び装置							
船舶							
車両器具							
顧客関連財産							
土地							
その他資産							
建物改良費							
その他の							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
リース契約権							
リース資産							
その他の							
無形固定資産計							

(記載上の注意)  
1 第5条第2項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること

1 第6条第2項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。  
 2 この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 「カジノ業務固定資産」とは、カジノ業務の用に供する固定資産をいう。  
 (2) 「カジノ行為区画内賃貸業者用固定資産」<sup>1)</sup>とは、カジノ行為区画内賃貸業者の用に供する固定資産をいう。

(2) 「カジノ行為区画内開港業務固定資産」とは、カジノ行為区画内開港業務の用に供する固定資産をいう。  
 (3) 「国際会議施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第1号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。

(3)「国際六歳等施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第1号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいい。  
(4)「展示等施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第2号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。

(5)「魅力増進施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第3号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。「正字版」は「施設業務固定資産」。

(6) 「近客施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第4号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。  
(7) 「宿泊施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第5号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。

9 「設置運営事業に附帯する業務固定資産」とは、法第2条第3項第2号に掲げる事業に係る業務の用に供する固定資産をいう。

別記第十二号様式（第五条第七項関係）  
【営利別固定資産明細表（固定施設供用事業者用）】

(単位：百万円)						
資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却額	差引当期末残高
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
車両運搬具						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

2. 国際会議施設設備固定資産

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却額	差引当期末残高
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
車両運搬具						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

3. 駐車場施設設備固定資産

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却額	差引当期末残高
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
車両運搬具						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						

4. 動力機器施設設備固定資産

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却額	差引当期末残高
有形固定資産						
建物						
構築物						
機械及び装置						
船舶						
車両運搬具						
器具及び備品						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
その他						
有形固定資産計						
無形固定資産						
ソフトウェア						
リース資産						
その他						
無形固定資産計						



別記第十五号様式（第五条第七項関係）

問 2 おおむね何を主な目的として購入するか。  
1) おもに山登り用。2) おもに車の運転用。3) おもに自転車の運転用。  
4) おもに船の運転用。5) おもに飛行機の運転用。  
6) おもに車の運転用と自転車の運転用。  
7) おもに車の運転用と飛行機の運転用。  
8) おもに自転車の運転用と飛行機の運転用。  
9) おもに車の運転用と船の運転用。  
10) おもに車の運転用と山登り用。  
11) おもに車の運転用と自転車の運転用と飛行機の運転用。  
12) おもに車の運転用と自転車の運転用と船の運転用。  
13) おもに車の運転用と自転車の運転用と山登り用。  
14) おもに車の運転用と自転車の運転用と飛行機の運転用と山登り用。  
15) おもに車の運転用と自転車の運転用と飛行機の運転用と船の運転用。  
16) おもに車の運転用と自転車の運転用と飛行機の運転用と山登り用。  
17) おもに車の運転用と自転車の運転用と飛行機の運転用と船の運転用と山登り用。

別記第十六号様式（第五条第七項関係）

別記第十七号様式（第五条第七項関係）

材料を図って組織すること。

別記第十八号様式（第五条第七項関係）

別記第十九号様式（第五条第七項関係）

別記第二十号様式（第五条第七項関係）

別記第二十一号様式（第五条第七項関係）

親会社株主に保る包括利益  
非支配株主に保る包括利益

(記載の注意)  
1 次の様式において、「連結会計年度」とは、連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算までの期間をいう。  
2 法令等に基づき、又は認定設置会員事業者等及びその子会社の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる料金を基づき、又はその性質を示す料金を設けて適切な場所に記載すること。

（この記述を）  
1 ここで改めて、「連結会計年度」とは、連結財務報告書の作成に係る期間であって、連結会計年度の最初期日算定日の翌日から既認決算終了日までの期間をいう。  
2 並びに次に並べて、連結財務報告書に係る会員の外のものと区別するためのものであることを、その内容を括り付けて記載する場所に記載すること。  
3 ここで改めて、「会員」とは、(a)「資本主」、(b)「資本主の代理者」、(c)「社員資本」、(d)「社員資本の代理者」、(e)「従業員」、(f)「従業員の代理者」、(g)「顧客」、(h)「顧客の代理者」、(i)「供給者」、(j)「供給者の代理者」、(k)「販賣者」、(l)「販賣者の代理者」、(m)「受取者」、(n)「受取者の代理者」、(o)「被供給者」、(p)「被供給者の代理者」、(q)「被販賣者」、(r)「被販賣者の代理者」、(s)「被受取者」、(t)「被受取者の代理者」、(u)「被供給者」、(v)「被供給者の代理者」、(w)「被販賣者」、(x)「被販賣者の代理者」、(y)「被受取者」、(z)「被受取者の代理者」のうちの何れかのものであることをいふ。

2. これに従事して、「連絡会合制度」と云ふ連絡会合の実現に係る期間であつて、連絡会合の実現に係る期間は、この連絡会合制度によって定められたものと見なす。
3. 連絡会合に賛同し、又は認定登録の連絡会合実現に係る期間のうち、その会員のモニタッシュ・フローの実現を明らかにするために必要があるときは、この期間をモニタッシュ・フローに適用して連絡会合の実現すること。

別記第二十二号様式（第五条第七項関係）

4. 「政治家」の、その立派な性質を「選ばれし者」の立派な性質と見なす。全部が公私両面の合意の範囲に在るものを「いい人」。政治家を手で選ぶ義務がある。何しろ民主主義で選ぶべきこと。

5. 中立的立場である場合においては、「無能家」とみるのは「専門家」としては不適切であり、「技術的立場」の範囲を要しない。

別記第一十三号様式（第五条第七項関係）

別記第二十四号様式（第五条第七項関係）

- この構造は、両端によく記載する場合について示しました。別途書式を既式以上に両端をキャッシュ・フリーフォーマットを作成する場合は、何らかの制限を設ける必要があります。
- この構造において、「既式書式」とは、通常書式で機械の内部構造を記述する（専用書式の上位を取る）場合で、通常書式年度の書式を記述する（専用書式の下位を取る）場合を「新式書式」と呼びます。

別記第二十五号様式（第五条第七項関係）

（国語の仕事）  
1. この問題は、新聞によつて記述する場合についてあらわすものである。別冊問題4号課題以上では国語をキャラクター、フロー計画書を作成する場合について述べた。  
2. 例題問題（新聞記事）：上條は、新規開拓の目標のため新規開拓事業（開拓面積が3万haをもつ場合）、既設開拓事業の開拓面積が2万haにわたる開拓事業（既設開拓面積のうち新規開拓面積を除く、1万ha）の2種類の開拓事業について、  
3. 例題問題（書類）：上條は既設開拓事業部のキャラクター、フローの実態を明らかにするために必要なあらわしがある。その実態を手帳用紙を用いてつづりながら記述することとする。

別記第二十六号様式（第五条第七項関係）

別記第二十七号様式（第五条第七項関係）

別記第二十八号様式（第五条第七項関係）

別記第二十九号様式（第五条第七項関係）

別記第三十号様式（第五条第七項関係）

別記第三十一号様式（第六条第二項）（第七条  
いて準用する場合を含む。）関係

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

別記第三十一号様式（第六条第二項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

認定設置運営事業者等の定める算定方法に係る届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

伍 所

- 特定複合観光施設区域整備法第28条第2項の義務に係る資本及び費用について、特定複合観光施設区域整備法に基づく設運運営事業等の監査及び会計に係る省令制削除第2条の認可の上よりも実情に応じた方針により整理することが当面であるため、同会計令第2条第2項の規定に基づき下記のとおり訂正します。
  - △ 特定複合観光施設区域整備法第28条第3項の権限を保有する資本及び費用について、特定複合観光施設区域整備法に基づく設運運営事業等の監査及び会計に係る省令制削除第2条の認可の上よりも実情に応じた方針により整理することが当面であるため、同会計令第2条第3項の規定に基づき下記のとおり訂正します。

記	基準又は賃料の項目	算定方法	算定方法を定める理由
(記述上の注意)			
①指掌する口にレ印を付けること。			
②「算定方法を定める理由」欄には、別表第2に定められた方法よりも実情に応じた方法でも算定を実施すること。			
③書類上に記載する場合はあっても、用紙の大きさは、日本版規格A4番とすること。			

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）  
【表紙】  
【提出者欄】 財務報告書  
【提出先】 国土交通大臣  
【提出日】 年 月 日



①【执行方式】	②【执行心】
	执行可能性式函数 (核)

卷之三

【發行或換式】					
種類	審議年度及現在發行數 (枚) (年月日)	提出日期及發行數 (枚) (年月日)	上場金融商品引 收所名又 <sup>是</sup> 登記認可 金融商品引收審批 會名	內容	

- ②【新株予約権等の状況】  
 ①【ストックオプション制度の内容】  
 ②【ライフプランの内容】

- | 第4回半期会計期間  | 第1四半期 |
|--|-------|
| ③【その他の新株予約権等の状況】<br>④【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 |       |

- 第4四半期会計期間 第4四半期  
( 年月 日から 年月 日まで) ( 年月 日から 年月 日まで)

年 月 日	年 月 日	( 年 月 日 )	( 年 月 日 )
当月の運営実績(実行した当月の 各種会員登録料金の総額)	当月の運営実績(実行した会員登録料 金の総額)	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の支 払式)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の平 均額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 高額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 低額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 高額と最低額の差額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 高額と最低額の合計額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 高額と最低額の平均額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 高額と最低額の合計額の平均額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 高額と最低額の合計額の合計額)	—	—	—
当月の運営実績(会員登録料金の最 高額と最低額の合計額の合計額の 平均額)	—	—	—

- ③【株式会社本部実業計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【財務開示細則】

②【この上】

2【個別債務超過】

- ①【特別債務超過】
- ②【貸付対照】
- ③【掛倒計算】

④【株式資本実業計算書】

- ⑤【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑥【財務開示細則】

②【主な資産及び負債の内容】

損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書を作成すること。  
③その他  
税理士会社が、四半期報告書を出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成しないときは、当事業年度における各四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（各四半期累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額）を示す。



- ③【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
- ④【その他】

2【四半期別財務諸表等】

- (1)【四半期別財務諸表】(7)
  - ①【四半期貸借対照表】
  - ②【四半期損益計算書】
  - ③【四半期キャッシュ・フロー計算書】
  - ④【四半期別明細されたら集計別収支明細表】
- ⑤【その他】

年の四半期会計期間（*d*において「前年四半期会計期間」という。）に係るもの  
の括弧書きを併せて記載すること。